

# 行田市都市計画法第53条及び第65条に規定する許可に関する事務処理 要領

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 法第53条関係（第3条―第9条）

第3章 法第65条関係（第10条―第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条及び第65条に規定する建築等の許可に係る事務について適正かつ円滑な執行を図るため、当該事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、法、及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びに政令及び省令で定めるものをいう。

第2章 法第53条関係

（申請）

第3条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域において建築物を建築しようとする者は、法第53条第1項に規定する許可について許可申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの）

(2) 断面図（2面以上の建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの）

(3) 参考となるべき事項を記載した次に掲げる図書

ア 位置図

イ 都市計画図

ウ 公図の写し

エ 建築物の平面図及び立面図

(4) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める図書

3 第1項の許可申請書及び前項に規定する図書（以下「申請書等」という。）は、正副の計2部を提出するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、法第65条第1項に規定する告示があった土地の区域内において建築物を建築するときは、第3章の規定を適用するものとする。

（受付）

第4条 前条の申請が行われた場合は、当該申請に係る提出書類に不足又は不備のないことを確認の上、速やかに当該許可申請書に受付印を押印し、許可申請処理台帳（様式第10号）に所定の事項を記入するものとする。

（審査）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により申請のあった建築物について、当該建築物と都市計画施設の位置を確認の上、法第54条の規定及び行田市都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱（平成25年告示第85号）第3条の規定に基づき審査するものとする。

2 市長は、審査に際し、第3条第2項に規定する図書以外に必要な図書があると認めるときは、申請者に対し当該図書の提出を求めることができるものとする。

3 市長は、審査に当たり申請書等に不足又は不備があることを認めた場合には、軽微なものを除き、書面をもって申請者に対し補正を求めるものとする。この場合において、補正等に要した日数は、事務処理日数に含まないものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、現地を確認するものとする。

（通知）

第6条 市長は、前条の規定による審査を行った後、速やかに当該審査結果を許可通知書（様式第2号）又は不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事務処理日数）

第7条 第4条から前条までの規定に定める事務処理に要する日数は、おおむね7日以内とする。ただし、関係機関との協議に要する期間等を除くものとする。

（申請書等の取下げ）

第8条 第3条第1項に規定する申請を取り下げようとする者は、許可申請取下げ書（様式第4号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する取下げの申請を受け付けたときは、許可申請処理台帳にその旨を記載するとともに、これに係る許可申請書の右上部に「取下げ」と赤字で記入し、その写しを当該許可申請取下げ書に添付して保管するものとする。

3 第1項に規定する取下げに係る申請書等は、返戻通知書（様式第5号）により返戻するものとする。

（保存）

第9条 申請書等の保存は、次のとおりとする。

(1) 都市計画施設に係る申請書等は、永年保存とする。

(2) 市街地開発事業に係る申請書等の保存は、当該申請に係る事業の完了までとし、当該事業の完了期間を考慮した上、市長が適宜判断する。この場合において、法第53条の制限は、都市計画施設においては事業完了後も適用されることになっているのに対し、市街地開発事業においては事業完了までとされていることに留意する。

### 第3章 法第65条関係

（申請）

第10条 都市計画事業に係る事業認可の告示があった当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、政令で定める移動の容易でない物件の設置又は堆積を行おうとする者は、法第65条第1項に規定する許可について、許可申請書（様式第6号）により市長に申請するものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の許可申請書に添付する図書について準用する。この場合において、第3条第2項中「前項」とあるのは、「第10条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の許可申請書及び前項に規定する図書は、正副の計2部を提出するものとする。

（受付）

第11条 第4条の規定は、前条第1項に規定する申請の受付について準用する。

この場合において、第4条中「許可申請処理台帳（様式第10号）」とあるのは、「許可申請処理台帳（様式第11号）」と読み替えるものとする。

（審査）

第12条 市長は、第10条第1項に規定する申請を受けたときは、法第65条の趣旨及び規定に基づきこれを審査するものとする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、第10条第1項に規定する申請の審査について準用する。この場合において、第5条第2項中「第3条第2項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

（通知）

第13条 第6条の規定は、第10条第1項に規定する申請に係る通知について準用する。この場合において、第6条中「前条」とあるのは「第12条」と、「許可通知書（様式第2号）又は不許可通知書（様式第3号）」とあるのは「許可通知書（様式第7号）又は不許可通知書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

（事務処理日数）

第14条 第11条から前条までの規定に定める事務処理に要する日数は、おおむね20日以内とする。ただし、関係機関との協議に要する期間等を除くものとする。

（申請書等の取下げ）

第15条 第8条の規定は、第10条第1項に規定する申請について準用する。この場合において、第8条中「許可申請取下げ書（様式第4号）」とあるのは、「許可申請取下げ書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

（保存）

第16条 第10条第1項に規定する申請に係る文書は、当該申請に係る事業が完了するまでの間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年1月18日から施行する。